

自己評価表【共通評価】（保育所版）（2021.4）

共通評価基準（45項目）

I 福祉サービスの基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者評価結果
【1】 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p><コメント></p> <p>入園時に配布する「園生活の手引き」の冒頭には和泉福祉会設立者の思いが込められた保育理念を掲げています。その保育理念を大切に継承し続けているものが保育方針「集団生活を通して、いろいろな活動を積極的に経験させ、異年齢の子ども同士の交流を図りながら、ひとりひとりの成長・発達状態をふまえて、心身ともに調和のとれた子どもの育成」です。そして保育方針をより具体的に表現したものが保育目標「しなやかに・こころゆたかに・すこやかに」で「園生活の手引き」・パンフレット・ホームページ・園のエントランスに明示されています。職員には法人研修や新年度ごとに行う「職員ハンドブック」の読み合わせで統一した保育方針に則った保育が実践出来るように努めています。保護者には「園生活の手引き」を用いて説明を行っています。また、行事の際に園長が挨拶で保育目標の話題を取り上げて関心を持ってもらえるように工夫しています。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者評価結果
【2】 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p><コメント></p> <p>社会福祉事業全体の動向等については全国社会福祉協議会や横浜市の園長会で最新の情報を得ています。地域の福祉計画は都築区や社会福祉協議会の連絡会で入手しています。近隣の南山田小学校が主催している会合では地区の自治会長、民生委員との話し合いの中から地域の課題やニーズを探り、地域の動向を把握するように努めています。また、定期的に月1回横浜市に報告する月次報告書で月の利用者数、利用率の推移を把握したうえで保育にかかるコストの分析も行っています。</p>	
	第三者評価結果
【3】 I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p><コメント></p> <p>理事会・評議会で話し合われた経営の状況や経営課題については、理事長から法人内園長会で報告を受けています。報告を受けて、園としては経営課題を人材確保と職員の定着そして人材育成を挙げています。この経営課題解決のために保育業務に保育管理システムを取り入れたり、園内行事の見直しを行って業務量の負担を軽減する試みをしたり、有給休暇の取得に対して職員会議で法制度等の説明を行い取得をすすめると同時に休暇を取りやすいシフト調整をするなど、職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいます。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者評価結果
【4】 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>運営法人全体で10年単位の中・長期計画を作成しています。中・長期計画の見直しは理事会、評議会の開催ごとに定期的に行っており変更等があった場合は修正しています。また、園独自で5年ごとに「夢のつづきプラン」を作成しており、設備面・保育サービス面、保育の質の向上面で取り組むべきことをリスト化して5年間の中で取り組めれば取り組んだ年度をチェックするようになっています。ただし、具体的な数値や内容についての記載はあまり見られません。定期的に計画を見直すためにも具体的な数値目標や内容の記述が望まれます。</p>	
	第三者評価結果
【5】 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画は前年度の事業報告の達成状況の評価を行ってから、運営法人の中・長期計画を照らし合わせながら ①保育環境改善・安全確保事業 ②保育サービス事業 ③家庭支援推進事業 ④保育の質の向上 ⑤地域子育て支援・地域交流事業 ⑥その他の項目ごとに分けて記載されています。また、「ナーサリーつづきのサステナビリティ」を掲げています。事業計画の各項目にSDGs（持続可能な開発目標）の17の目標のどの目標に当たっているか明示されており保育園として積極的にSDGsを保育に取り入れています。ただし、実行可能な目標なのか十分に園内で検討されていないので職員会議で検討するなどの取り組みが望まれます。</p>	

(2) 事業計画が適切に策定されている。	第三者評価結果
【6】 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<コメント>	
<p>事業計画の実施状況等は10月に前期評価を行い後期に向けて見直しを行っています。次年度の事業計画の作成に当たっては1月から3月の期間でクラスリーダーがリーダーミーティングで意見を集約しています。また、専門職種で構成している3KMミーティング（園長・主任・副主任・看護師・栄養士）で評価、振り返りを行っています。作成した事業計画は4月に全職員に説明しています。ただし、職員全員が参画する機会は設けられていません。職員全員が施設運営に携わっている意識を育むために全職員が参画して事業計画を作成する取り組みが望まれます。</p>	
	第三者評価結果
【7】 I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
<コメント>	
<p>事業計画は配布はしていませんが、4月から5月のゴールデンウィーク期間内で保護者が目に留まりやすい場所に掲示しています。年度によっては保護者会の総会で理事長が事業計画について全体的な内容を伝えていきます。保育に関する項目では、入園説明会や懇談会で「園生活の手引き」を用いて説明したり、園だよりの内容の中に盛り込んで発信しています。行事については案内を配布したり保護者が見える場所に掲示しています。行事が近くなると園長やクラス担当が参加する意味等を伝えて参加を促しています。ただし、保護者の理解を促すための取り組みが十分といえず課題ととらえています。情報発信の工夫が望まれます。</p>	

4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者評価結果
【8】 I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
<コメント>	
<p>2019年から保育管理システムを導入したことで保育園が目指すPDCAサイクルが円滑に行えています。例えば月案や週案、日案等で作成前、作成後、実施、評価、行動が連動してクラスミーティング、副主任、主任、園長がそれぞれ全体を確認することが出来ており園全体で共有しています。行事に関しては行事ごとに保護者アンケートを取って評価、振り返りを行い集計結果は保護者に公表しています。そしてまとめられたものは行事ごとにファイリングして次年度に反映できるようにしています。</p>	
	第三者評価結果
【9】 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
<コメント>	
<p>保育園の自己評価は ①組織活動 ②コミュニケーション ③自己開発 ④保護者とのかかわり ⑤安全と環境づくり ⑥子どもの発達援助の項目ごとに5段階で全職員が自己評価をしています。また、集計した結果は職員会議で説明を行い共有しています。保護者には各項目ごとに評価した理由を加えた評価結果をホームページで公表して周知しています。職員には職員会議で共有した上で課題を挙げて改善策を話し合っています。そこから、より課題に対して改善策を検討するために園長が少数のプロジェクトチームを作って改善に向けて取り組んでいます。</p>	

II 組織の運営管理

1 管理者の責任とリーダーシップ

(1) 管理者の責任が明確にされている。	第三者評価結果
【10】 II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<コメント>	
<p>園長の考えや方針を園だよりに「夢のつづき」で表明しており、職員にも配布、周知すると共に、職員会議で園長の時間が設けられていて、園の方針、置かれている状況やその対応についての方向性についての説明を行い、示すようにしています。職務分掌表が定められ公開されていて、園長はじめ主任、副主任、リーダーの各業務項目についての職務内容が明記されています。非常時等における園長不在時の権限移譲についても、非常時対応のための事業継続計画（BCP）に記載がされており、明確に示されています。</p>	

	第三者評価結果
【11】 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<コメント>	
園長は行政や関係機関が開催する組織マネジメントや法令遵守についての研修会に参加して学びを深め、自らが所持する資格（社会保険労務士等）の勉強会等にも参加して得た情報（労務環境の整備等）について職員会議等でも説明を行っています。SDGs（持続可能な開発目標）について積極的な関心を持ち、園内でも「ナーサリーつづきのサステナビリティ」を策定、交付して水、紙、物、エネルギー等「環境」を大切にしていける取り組みを行い、コロナ禍等を含む園が置かれている現状を踏まえての業務省力化を行っていくことを職員にも伝えていきます。	
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	第三者評価結果
【12】 II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
前回の評価以後「保育所の自己評価」を毎年策定するようにして自らの現状の保育の質の評価をし、公表をしています。担当業務の見直しや保育ソフトを利用した個人端末利用の推進等のプロジェクトを推進して保育の質の改善に取り組んでおり、コロナ禍での職員間や保護者との接触の機会の少なさを補うためのリモートを使用した研修や保護者会の開催にも取り組んでいます。年3回コミットメントシートによる職員との定期面談及び随時の面談で様々な職員情報のボトムアップを図っており、職員に必要な資格や専門性の習得への機会を設けています。	
	第三者評価結果
【13】 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
<コメント>	
園長は勤務状況や有給休暇の消化等の職員の労務関係の実態を定期的に把握しており、園の財務的な数値や状況についても把握を行うようにし、有給休暇消化のプロジェクトも推進し、職員からの業務省力化等の推進への意見を上層部に取り上げられるように支援しています。また専門職種で構成し、組織を横断して問題に取り組む3Kミーティング（園長・主任・副主任・看護師・栄養士）を開催して、コロナ禍で実現が難しかったお別れ遠足の実現や看護師による人権教育に基づく「命の大切さ」を主眼とする園児への教育の機会も設けています。	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者評価結果
【14】 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
<コメント>	
園長は保育士養成校で講演するなどしており、実習生の受け入れも行い、採用に繋げるようにしています。通常の募集は就職相談会への出店等ですが出店のブースや資料等に工夫を凝らす、新入職員の出身校へのリクルート活動を行う計画を持っています。職員の紹介による採用を行い、法人でも制度化して雇用の拡大へ繋げて行くようにしています。職員との個別の面談での希望等はコミットメントシート等で聴取して記録をしています。新人や中堅職員の養成のツールとしてメンター制度を採用し、マニュアル、チェック表も整備して、職員の定着化を図る努力をしています。	
	第三者評価結果
【15】 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a
<コメント>	
法人が組織性と専門性において職位別に「求められる人材像」を策定しており、閲覧できるようになっています。またそれに伴う職位別のチェックリストも整備されています。昇格、昇給等の人事基準については就業規則または給与規程で示され、職員にも説明が行われ、チェックリスト等による数値的結果と園長等が実施した面談等で聞き取り、判断をした内容のコメント等に基づく資料を理事長に提出して処遇の決定を行っています。職員個別の意向等はコミットメントシートや年度末に実施する意向調査でも把握を行い、可能な対応を行っています。	

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	第三者評価結果
【16】 II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>園長は勤務表の作成状況及び職員の勤務状況、有給休暇の消化等を定期的に把握し、労働荷重にならないように注意をしています。身体的面だけでなく、保健師の資格を持つ看護師がストレスチェックやハラスメントでの職員の指導を行うようにもしており、園長も定例や随時の面談で職員の悩み等も聞き取るようにしています。業務や会議、残業等の見直しを行うと共に、一定の残業時間分を給与面で保障を行いながら定時終業も出来るよう計らい、産休の上乗せやインフルエンザワクチン接種の法人負担、PCR検査の助成、新型コロナワクチン接種への配慮など、健康に働ける環境の整備に努めています。</p>	
(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	第三者評価結果
【17】 II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>組織性と専門性において職位別に「求められる人材像」を策定しており、閲覧できるようになっています。各個人の年間目標、年度を3期に分けて「目標に向けた取り組み」「研修・自己学習(目的・内容)」「自己評価」を記載し、それぞれの上司が評価等を記載していくコミットメントシート、職位別の自己チェックリストに基づいての目標管理や評価を行い、面談等での聞き取りを加えての評価を行っています。また仕事に対する自己評価、コミットメントシート等の数値の根拠や達成度、次年度や異動等の希望を記載する意向調査も実施しています。</p>	
	第三者評価結果
【18】 II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
<p><コメント></p> <p>コミットメントシートには「研修・自己学習(目的・内容)」を記載する欄があり、面談等で希望する研修等にも参加できるようにしています。また、自己が学びたい研修に参加する費用を上限を定めて負担する制度もあり、利用を勧めてもいます。キャリアアップや職責上必要な研修には参加をさせており、園内研修もコロナ禍での制限下でも開催はしていて、コロナ禍制限を緩和させるリモート機器の扱いについての勉強会も実施しています。これらの研修についての報告書は閲覧できるようにし、必要なものは職員会議等で伝達研修を行っています。</p>	
	第三者評価結果
【19】 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
<p><コメント></p> <p>職位別のチェックリスト、意向調査、面談等で職員の水準を把握するようにしており、必要なキャリアアップや育成上必要と思われる研修に参加できるように図っています。園内では職員、特に中堅職員の育成を図るためにもメンター制度を実施しており、マニュアルに沿っての指導とチェックを行い、指導者側、受講側双方が効果を確認し合うようにシステム化を図っています。公的な研修以外の様々な外部研修等の案内を事務所掲示板に掲示しており、自己研鑽のための機会の紹介もして、それに対する費用援助の制度も設けられています。</p>	
(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	第三者評価結果
【20】 II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
<p><コメント></p> <p>実習希望側の要請により、コロナ禍の時期等に応じて保育専門学校の生徒を受け入れています。その際には実習生の受け入れマニュアルに沿って、個人情報保護に関する誓約書の他、園での接遇等についての必要な事項についても伝えていきます。受入れの担当は主任及びクラスリーダーとして、保育の大切さを実感してもらえるように指導を行うようにして、保育士になった例もあるとのこと。園長は保育士養成校で講演を行う等、保育士養成校との関係を長く保っており、実習受け入れ等を通じての人材確保にも努めています。</p>	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者評価結果
【21】 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<コメント>	
<p>ナーサリーつづきのホームページには「園のご紹介」の中で理事長、園長、保育士が挨拶を通じて園が大切にしている理念や方針を説明しています。また、「園のご紹介」・「園生活の様子」で詳しく園生活の施設や園児の様子を写真や図で示したり「つづきのこだわり」では園の特色ある保育の様子を伝えています。事業計画・事業報告や予算、決算そして法人苦情システムを明示しています。園のパンフレットは都筑区役所や子育てサロンに置いてあります。都筑区主催の「保育広場」では保育士や栄養士を派遣して普段行っている保育実践を通じて園を紹介しています。</p>	
	第三者評価結果
【22】 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<コメント>	
<p>運営法人として管理規定・経理規定・職務分掌表を作成しています。職務分掌表では園長・主任・副主任・クラスリーダーごとに役割分担を細かく設定しています。これらの規定類はファイリングされていて事務所の棚に保管されているので職員はいつでも閲覧できます。内部監査は理事長と事務長が中心になって行っていますが外部監査は行っていません。運営の公正かつ透明性を保つためにも外部の専門家が行う外部監査を行った結果や指摘事項を経営に生かすことが期待されます。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者評価結果
【23】 II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>地域との関わり方についてはホームページの「地域交流」の項目で保育園の考えを明示しています。地域交流は盛んで、特別養護老人ホーム中川の里の訪問や近隣の敬老会「ひだまり会」を保育園に招待しています。コロナ禍では直接に交流するのは難しいので園児の創作物を届けるなど工夫をして交流を続けています。年長児は地域の保育園や幼稚園との交流イベントにも参加しています。また、個々のニーズに応じて都筑区子育て支援センターPopolaの「子育てサポートシステム」を紹介しています。エントランスには気軽に取りやすいように地域の情報誌やチラシ等を置いています。</p>	
	第三者評価結果
【24】 II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
<コメント>	
<p>ボランティア受け入れマニュアルがあります。ボランティア受け入れマニュアルは ①ボランティアについての考え方 ②ボランティアができる範囲 ③ボランティアの受け入れについて ④ボランティア受け入れまで ⑤事前オリエンテーション ⑥ボランティア活動後の支援 ⑦ボランティア受け入れ記録で構成されています。事前のオリエンテーションでは園児の特徴や関わり方をわかりやすく説明してボランティアがスムーズに園児に関わる事が出来るように配慮しています。また、ボランティアを行った後にはアンケートを取って今後のボランティア支援に生かしています。</p>	
(2) 関係機関との連携が確保されている。	第三者評価結果
【25】 II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<コメント>	
<p>地域の関係機関との連携には「地域ネットワーク構築マニュアル」に則って行っています。「地域ネットワーク構築マニュアル」は ①医療関連ネットワーク ②障がい相談 ③虐待相談 ④福祉教育ネット ⑤防災防犯 ⑥地域自治会 ⑦育児家庭 ⑧系列保育園に項目を分けてそれぞれに考えられる「連携機関と役割」と「事例と課題」を明示しています。ケースによっては子育て支援ネットワーク、虐待ネットワークや園独自で定期的に2か月に一回行っている臨床心理士による巡回を通じて関係機関へとつなげるようにしています。職員には職員会議で情報を伝えて共有しています。</p>	

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	第三者評価結果
【26】 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
<コメント>	
<p>ホームページや掲示板で地域の方に「行事のお誘い」を発信しています。行事に参加された地域住民にお話を聞いたり、園庭開放に参加した保護者から話を聞く中で地域のニーズの把握に努めています。また、一番相談が多いのが園の見学時で要望等を記録したり、小学校の会合で町内会長や民生委員と意見を交換しています。さらに地域の行事や園の行事前に挨拶に回ったり近隣の清掃活動で交わされる住民の方たちとの会話の中から地域のニーズや課題を把握して保育運営につなげています。</p>	
	第三者評価結果
【27】 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
<コメント>	
<p>都筑区が主催する「保育ひろば」では普段の保育を地域の親子に伝えたり、園長が保育相談のブースを務めています。また、園の行事では夏祭りや運動会に地域住民を招待して地域交流や地域活性化に努めています。園近くの遊歩道では、地域に奉仕する目的で職員は毎月、職員と保護者は年2回程清掃活動を行っています。近隣の小学校が主催する防災訓練・防犯訓練に保育園全体で参加しており、訓練後の振り返りでは地域の防災・防犯対策について協力し合う体制の構築に取り組んでいます。有事があった際には園として災害時の避難場所として自治会に伝えたり、備蓄も備えるなど地域に貢献していく姿勢を示しています。</p>	

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

1 利用者本位の福祉サービス

(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	第三者評価結果
【28】 III-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>保育目標を「しなやかに・こころゆたかに・すこやかに」掲げて、保育方針を園が目指す子どものすがた「心も体も健やかに育つ子」・「相手を思いやり互いに尊重する子」・「身のまわりのことに興味、関心を持ち考え工夫し創造する子」・「自分の力で生活をつくるしなやかな子」・「自分の思いを伝えられる子」を育むとして子どもを尊重した保育を実践しています。</p> <p>職員には、神奈川県教育委員会が作成している「人権ハンドブック」や全国保育士会による「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を用いて毎年園内研修を行っています。また、定期的に意識をもてるように職層別チェックシートに「子どもとの接し方・保育技術」という項目を挙げて自己評価したり、全体的な計画や年間指導計画に保育目標・目指す子どもの姿を記載していつでも確認できるようにしています。そして文化や考え方の違いに十分に配慮して相互理解ができるように、保護者会や個人面談で園の保育方針を説明しています。</p>	
	第三者評価結果
【29】 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a
<コメント>	
<p>子どものプライバシーの保護についての姿勢は、水遊びマニュアルに「人権を守るためのパーテーションの設置」など各保育業務マニュアルに明示されています。おむつ替えは棚の陰、玄関から見えるトイレには目隠しを置く、身体測定、水遊びで衣服の着脱がある場合はパーテーション等で視線を遮る配慮をしています。また、幼児クラスではジェンダー教育や人権教育に力を入れています。保健師からは、絵本を使用してプライベートゾーンに関する話をする中で、園児自身がプライバシーについて考える機会を設けています。保護者にも「園生活の手引き」や園だよりで園の取り組みを周知しています。</p>	
(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	第三者評価結果
【30】 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<コメント>	
<p>ホームページは「園のご紹介」・「園生活」・「つづきのこだわり」・「子育て支援」と項目ごとに詳細に写真や図を取り入れて園の情報を伝えています。また、パンフレットも紙の媒体だけではなく、デジタルパンフレットやPDFで閲覧できるように誰もがみれるように配慮しています。「入園をお考えの方」の項目では「園生活の手引き」を入園前から確認できるようにしたり、入園の流れをチャート図を用いて丁寧に説明しています。見学日は見学予定日と人数制限を設けてホームページから予約できるようにしています。どうしても都合がつかない見学希望者には個別で調整するなどの対応をしています。</p>	

	第三者評価結果
【31】 Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a
<コメント>	
<p>入園に当たっては、新入園児説明会で入園書類をひとまとめにした封筒を保護者に渡しています。封筒の表面に書類ごとの提出・注意点を記載した表が貼られており、書類一つひとつがどういった内容かわかるように明示されています。また、「園生活の手引き」を入園するまでに前もって一読をお願いしており、入園説明会で不明な点を質問できるようにして不安を解消するように配慮しています。保育に変更等があった場合は、お便りを工夫してFAQ方式（疑問や不安を先回りして回答する）で出すなど保護者が理解しやすいように努めて同意書の提出をお願いしています。個別に配慮を要する場合はできる限り状況に合わせるなど柔軟に対応しています。</p>	
	第三者評価結果
【32】 Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<コメント>	
<p>他の保育所等に転所する場合は、必要に応じて保護者の同意のもと関係機関に情報を伝えたり、直接転所した保育所に園児についての申し送りをするなど臨機応変に対応していますが、引継ぎ文書はありません。卒園後の保育所の相談窓口は園長及び主任を配置していることを伝えています。また、卒園児には卒業後の保育所とのかかわり方や相談の方法を説明しています。ホームページには「卒園した皆様へ」の欄を設けて行事の案内を見れるようにして行事の参加を促し継続して卒園児とかわかれるように努めています。</p>	
(3) 利用者満足の向上に努めている。	第三者評価結果
【33】 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>日々の保育では日誌を用いてクラスごとに子ども一人ひとりの様子や状態を確認しています。保護者には「保護者参観アンケート」・「行事アンケート」・「食事に関するアンケート」・「お子様の生活リズムに関するアンケート」と行事があるごとにアンケートを取って、集計した結果・分析したものを保護者に報告しています。また、結果・分析した内容は職員会議で検討しています。保護者会総会には職員も参加して意見交換をすることで表出したニーズや課題等は職員会議で改善策を検討して次年度に生かしています。</p>	
(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	第三者評価結果
【34】 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<コメント>	
<p>運営法人で苦情解決システムが規定されています。苦情解決システムはチャート図になって園のエントランスに掲示しています。また、園のエントランスには意見箱を設置して、意見を言いやすいように配慮しています。「園生活の手引き」では苦情解決制度について ①目的 ②保護者からの意見・苦情等は随時受け、話し合いによる解決に努めます ③苦情解決第三者委員の連絡先が記載されています。ただし、第三者機関としてかながわ運営適正委員会の掲示はされていますが、連絡先の記載がされていません。相談できる機関が保育園だけでなく複数あるのは保護者としては安心できるので、連絡先を紹介することが期待されます。</p>	
	第三者評価結果
【35】 Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
<コメント>	
<p>「園生活の手引き」には保護者からの苦情・不満意見・要望などが保育サービス改善のために非常に大切だということを明示しており園の考えを伝えています。アンケートは行事ごとにとって意見や要望等を記入できることや毎日取り交わす連絡帳での記載も提案しています。職員は日ごろから挨拶や声をかけるようにして園児や保護者との会話の機会を増やすことで相談しやすい関係を築くように努めています。また、普段の様子と違う場合等必要に応じて面談を設定して話を聞くなど保護者に合わせた柔軟な対応をしています。</p>	

	第三者評価結果
【36】 Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<コメント>	
<p>日ごろから送迎時のコミュニケーションを大切にしている、日常の会話から相談や要望を聞いたり連絡帳のご家庭からの記入で子どもの様子だけでなく、保護者の様子を把握したり個人面談や保護者会でも意見や要望を聞き取るようにしています。保護者等からの意見や要望は、園長・主任が各クラスから報告を受けて内容によって柔軟に対応しています。職員に伝達する事項と特に行わない事項については、リーダー会議で協議した上で職員に伝えていきます。取り上げられた要望や意見は、職員会議で検討して改善に取り組んでいます。ただし、コロナ禍で行事や連絡帳の記載の変更について保護者と十分な話し合いが出来なかったため、話し合いを設けて保護者の意見を取り入れるなどの工夫が望まれます。</p>	
	第三者評価結果
【37】 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
<コメント>	
<p>事故対応マニュアルがあります。①アレルギー対応について ②事故発生時の対応 ③行方不明・迷子時の対応④周辺の病院一覧 ⑤職員連絡網の項目に分けられています。職員がいつでも閲覧できるようにファイリングしてあります。ヒヤリハットの様式は改善を行い日常的に起こることを記入しやす様式にしてホワイトボードにかけられており、毎日全職員が確認するようにしています。</p> <p>職員会議前日には主任と会議進行の職員に報告が上がってきたものを、職員会議で挙げるか挙げないかを検討してから全体に周知して共有しています。また、インシデントレポートは全職員が見るように確認したら日付を入れるチェックリストを用意する工夫をしています。</p>	
	第三者評価結果
【38】 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<コメント>	
<p>園では衛生管理マニュアルを作成しています。保育室・職員室・トイレ・玩具・調乳・配膳室・園庭その他の項目ごとにウィルス対策の方法を記載しています。また、職員は、予防として日ごろから各部屋のお掃除マニュアルに則って感染症対策をしています。保護者には「園生活の手引き」で登園許可証の必要な感染症や必要のない感染症の説明やご家族がインフルエンザ等の感染症に罹った時の対応など詳細にわかりやすく記載されています。保育所の関係者や園児が感染症に罹った情報もエントランス付近の掲示や文書で発信しています。</p>	
	第三者評価結果
【39】 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
<コメント>	
<p>「園生活の手引き」に園としての緊急時の対応方法を明示しています。緊急時にはメールの配信サービスを使用して保護者に伝えています。緊急時マニュアルを作成し職員はそれに則って行動しています。各部屋には園の自衛消防組織の図や緊急時の連絡方法や対応方法を掲示しています。園の備蓄以外にも園児一人ひとりに「災害ボックス」を作って半年に一回は入れ替えるようにして、普段から緊急時に備える意識を育んでいます。また、地域の避難訓練に参加して小学校、町内会と連携体制を取っています。</p>	

2 福祉サービスの質の確保

(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	第三者評価結果
【40】 Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a
<コメント>	
<p>業務の標準化として保育方法についてなど細かく16の分野に関するマニュアルを作成しています。マニュアルはいつでも閲覧できるように職員室の棚の一つ一つファイリングしてあります。また、ファイリングには職員マニュアルチェックリストがあり、職員一人ひとりが定期的にマニュアルを確認した時に日にちを記載するようにしています。定期的にマニュアルを確認することで園が目指す保育を意識して行えるように工夫しています。法人の理念を基盤として保育目標があり、保育方針に基づいて年間計画を作成して月案、週案に反映させています。</p>	

	第三者評価結果
【41】 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
<コメント>	
<p>保育サービスの標準的な実施方法については、新人・新任職員についてはメンター制度（入職3年目まで）で、チェック表 A 組織の一員として、B 防犯、C 環境整備、D 保育事務（書類関係）、E その他の項目に分けたものを使用して、1年目は年2回、2・3年目は年1回グループリーダー職員として主任と一緒に振り返り一つ一つ理解度を確認しています。理解度が低い場合は実際の保育の中で実際に行いながら高められるように指導しています。また、全職員に対しては年度始めに行う全体研修で利用者満足度アンケートなどの保護者の要望や自己評価を照らし合わせながら「職員ハンドブック」の読み合わせを行い保育園が目指す保育サービスの確認を行っています。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	第三者評価結果
【42】 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
<コメント>	
<p>入園前から子どもの様子に合わせて、区役所や児童相談所と連携するなど万全に準備して迎えるように心がけています。アセスメントの方法はマニュアルで定められており、アセスメントを行う際は看護師や臨床心理士にも参加していろいろな角度から協議できるようにしています。アセスメント後は子どもの様子や保護者のニーズも取り入れるように配慮して指導計画を作成しています。支援困難ケースの場合は臨床心理士の発達相談の機会を設けて保護者のサポートにも努めています。</p>	
	第三者評価結果
【43】 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
<コメント>	
<p>指導計画の検証や見直しは各クラスミーティングで振り返りを行ってから毎月一回のカリキュラム会議で話し合われます。四半期ごとに設定している子どもの姿に則って立てられた保育目標の内容は職員全員が共有しているので会議では各クラスが立てた保育目標がこの時期の子どもの姿に合っているのか等について活発な意見が出されています。また、保護者から出た要望は各クラスで記録して振り返りを行ってから職員会議に挙げて共有し保育に反映するように努めています。</p>	
(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
【44】 Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<コメント>	
<p>園で定められた記録様式があります。個人ごとに保育経過を乳児は月ごとに幼児は前期と後期ごとに記録しています。個人ファイルは職員室の施錠できる書庫に保管しています。また、保育管理システムを導入しているので職員は書庫からもパソコンからも閲覧できるようになっています。そして全職員が情報を共有できるので個人記録はグループリーダーが確認後、主任、園長が確認して助言や指導を行っています。年度ごとに「引き継ぎファイル」を子ども一人ひとりに作成して個々の状況を把握して次年度の年間指導計画に生かせるようにしています。</p>	
	第三者評価結果
【45】 Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
<コメント>	
<p>個人情報の取り扱いについては、法人として個人情報取り扱い規程を定めています。園としては園生活の手引きで個人情報についての項目で「子どもの個人情報保護法への取り組み」を記載した上で「園児・保護者・卒園児の皆様へお願い」で個人情報の保護の重要性を説明しています。職員には「個人情報保護法に対する和泉福祉会の取り組み」、「個人情報の取り扱い方針」、「個人情報保護マニュアル」、「個人情報保護法ガイドライン」、「2020年改正された個人情報保護法解説」をファイリングして職員がいつでも閲覧できるようにしています。また、職員ハンドブックの中に個人情報保護チェックリストを載せて自己を振り返れるように工夫しています。</p>	

自己評価表【内容評価】（保育所版）（2021.4）

別紙2-2

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
<コメント> 全体的な計画は、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえ、法人の保育理念、保育目標に基づいて作成されています。全体的な計画は、法人園長会で話し合って作成したものを基本に、地域性など園の実情が加味されていて、法人の保育を示すものとなっています。全体的な計画は、職員ハンドブックに綴じ込み、職員間で共有しています。 園では、法人理念を基に、職員が話し合って作成した「心も体も健やかに育つ子」「相手を思いやり互いに尊重する子」「身の回りのことに興味関心を持ち、考え工夫し創造する子」「自分の力で生活をつくるしなやかな子」「自分の思いを伝えられる子」の5つの子ども像に沿って年齢ごとの取り組みを記載した「ナーサリーつづき年間計画（子どものすがた）」を作成し、実際の保育はこれに基づき行われています。年間計画は毎年見直しをしています。 全体的な計画は園の保育の全体像を示す基本となるものなので、職員と話し合って年間指導計画の内容を全体的な計画に盛り込んで整理し、園の実態に即したものに直していくことが期待されます。	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<コメント> 保育室に温・湿度計を設置し、エアコン、床暖房、加湿器付空気清浄機を用いて、温湿度の管理を適切に行っています。日照が強い時にはカーテンを用いるなど工夫しています。1時間に2回は窓を開けて換気をしています。毎日、環境衛生マニュアル、お掃除チェック表を用いて保育室、トイレの清掃・消毒をしていて、清潔に保たれています。乳児の玩具は毎日、幼児は定期的に消毒しています。幼児トイレには、扉をつけるなどプライバシーへの配慮もされています。 保育室は、年齢や発達に合わせて仕切りやマットを用いてコーナーが作られていて、子どもが落ち着いて遊んだり、ゆったりとくつろいだりできるようになっています。1階ホールには子どもが入り込んで過ごせる階段下のスペース「あなかなあ」があり、保育士や友だちの目を気にせずに過ごすことができます。 2～5歳児はランチルームで食事をし、保育室で午睡をしています。0・1歳児保育室は、午睡と睡眠、遊びなど機能別空間が確保されています。園庭やホールを使用する時には、使用時間を決めて2クラス以上が重ならないようにするなど、感染症拡大への配慮もしています。	
	第三者評価結果
A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	b
<コメント> 保育士は、クラスミーティングやカリキュラム会議で一人ひとりの子どもの姿や家庭の状況について話し合って個別指導の目標や配慮事項を共有し、保育しています。保育士は、子どもの言葉や表情、反応などから子どもの気持ちを把握し、個々に合わせた対応をしています。言葉で気持ちを表現することが難しい子どもに対しては、表情や仕草、行動などから子どもの気持ちを探り、短く分かりやすい言葉を用いて確かめ、共感することで、子どもが理解し自分から意思を表出できるよう支援しています。子どもの甘えも受け止め、スキンシップを取ったり、抱っこするなどしています。このような働きかけの結果、子どもたちは少しずつ言葉で自分の思いを表現するようになっていて、幼児は子ども同士話し合って行事の内容を決めるなどしています。 保育士は、クラスミーティング等で子どもとの関わりについて振り返るとともに、年度末の自己評価表でも自己点検しています。子どもを注意する時にも、危険がない限りは否定的な言葉ではなく、前向きな言葉掛けをするように心がけています。ただし、観察時にはさらなる配慮が必要かと思われる場面も見受けられましたので、今後の取り組みが期待されます。	
	第三者評価結果
A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a
<コメント> 保育室は、生活の動線を考えて環境設定されていて、子どもが生活の流れを理解し、毎日の繰り返しの中で基本的な生活習慣を身につけられるようになっていきます。0歳児で自分の物を見分けることから始め、靴を脱ぐ、脱いだものをしまう、ズボンをはくなど、段階的に進めていくことで、子どもが達成感を感じ、経験を積み重ねながら基本的な生活習慣を習得できるように支援しています。保育士は、子どもの自分でやりたいという気持ちを大切に見守り、声かけをしたり、できたことを一緒に喜んだり、できない所を手伝ったりと個々に応じた支援をしています。ロッカーの片付け方が分かるよう「はなまるロッカー」と「しくしくロッカー」の絵を用いたり、マスクの付け方の写真や今日の予定のカードを掲示するなど、視覚的にも分かりやすい方法を工夫しています。 トイレトレーニングは、3歳の夏にプールに入ることを目標に、子どもの発達状況を見ながら保護者と相談し、進めています。午前や夕方に眠くなる子どもは少し横になる時間を作るなど、柔軟に対応しています。午睡を減らして欲しいなどの保護者の要望には、子どもの状況を見ながら個別配慮しています。	

<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>保育室には、子どもの発達や興味、関心に合わせたおもちゃや教材、製作の素材等が子どもの目線に合わせて置かれていて、子どもが自分で選んで好きな遊びができるようになっています。観察時にも、友だちと一緒にブロック遊びやごっこ遊びをしたり、机上遊びをしたり、一人で落ち着いて絵を描いたりしている姿を見ることができました。</p> <p>園は、子ども同士がそれぞれ考え意見を出し合っ、活動の内容を決めていく過程を大切にしています。リレーの順番を決めたり、発表会の台詞を考えたりする中で、子どもたちはそれぞれの良さを発揮し、お互いをカバーする経験を重ねています。保育士は、子どもの様子を見守り、自分から発しない子どもも自分らしさを発揮できる場を作れるように支援しています。</p> <p>晴れた日には園庭で遊んだり、近隣の散歩に出かけています。自然豊かな緑道を通して活動の目的に合わせて大小の公園へ散歩に出かけ、身体を思いっきり動かし、交通ルールやマナーを学んでいます。散歩先で見つけた虫を園で飼育したり、季節の草花を楽しんだり、自然物を持ち帰って製作に用いるなど、豊かな自然を生かした取り組みもしています。近隣の老人ホーム訪問や老人会との交流なども行っていて、コロナ禍でも手紙を届けるなど工夫しています。</p> <p>表現活動にも力を入れていて、季節の歌や製作などのほか、大学の先生による造形指導なども取り入れています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>0歳児保育室は、機能別空間が確保されていて、子どもが落ち着いて過ごすことができます。這い這いの子どもからしっかり歩ける子どもまで月齢による発達差が大きなクラスですが、畳と低反発マットが敷かれたスペースに分け、それぞれの子どもの発達にあわせた活動ができるようになっています。手作りおもちゃなど月齢や発達にあわせたおもちゃが用意されていて、子どもが自分で選んで遊ぶことができます。身体を動かす活動と手先を使う活動をバランス良く取り入れ、室内でもマットやソフトブロック等で傾斜や段差を作り、身体を動かせるようになっています。</p> <p>ゆるやかな担当制を取っていて、生活面は同じ保育士が担当することで子どもとの愛着関係が築けるようになっています。保育士は、子どもの仕草や表情、泣き方などから子どもの心情を汲み取り、優しく応えていて、子どもたちも保育士に甘えています。授乳時目を見てゆったりと与え、おむつ替えも一対一で対応しています。離乳食は、子どもの喫食状況を見ながら保護者に声をかけて新しい食材を家庭で試してもらってから、段階を進めています。</p> <p>毎日の送迎時には、保護者と密に子どもの様子について情報交換しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>1歳児は、低月齢と高月齢の2クラスに分け、一人ひとりの子どもの発達に合わせた活動を保障できるようにしています。2歳児は、年度前半は月齢で2グループに分け、運動会後には少しずつ集団で動くようになっています。</p> <p>保育室には、発達や興味・興味に合わせたおもちゃが用意され、ままごとのコーナーなども設けられていて、子どもが好きな遊びを選び、自由に探索活動ができるようになっています。散歩先の公園でも、一人でドングリを探したり、木の枝で友だちと焼き芋ごっこをしたり、かくれんぼやフリスビーで身体を動かしたりと、自由に探索活動をしている様子を見ることができました。保育士は、子どもの発見と一緒に喜んだり、遊び方のヒントを出したり、一緒に遊んだりし、個々の子どもが自分の好きな遊びを見つけれられるように支援しています。</p> <p>保育士は、カリキュラム会議等で子ども同士の関係性について話し合っ、職員の配置や関わり方を共有しています。もめ事などの際には、双方の思いを聞き取って受け止め、言葉で伝え、仲立ちをしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>第三者評価結果 a</p>
<p><コメント></p> <p>3歳児クラスは、自分の身の回りの物の管理や始末を自分で行うことができるように環境を整え、自分の身の回りの支度や片付け等が確立するように支援しています。おにごっこやフルーツバスケット、椅子取り遊びなどゲーム性のある遊びを取り入れ、友だちと一緒に遊ぶ楽しさを感じられるようになっています。</p> <p>4歳児はグループでの活動や、クラスとしての集団活動を取り入れる中で、自分以外の友だちの存在を認め、仲間意識を持ち、一緒に遊ぶ楽しさを繰り返して体験できるようにしています。既存の机上遊びに自分たちで手作りした駒を組み合わせてルールも考えて遊ぶなど、友だち同士で話し合っ遊びを広げている姿も見られます。</p> <p>5歳児は、子ども同士の話し合いの機会を多く持ち、行事の企画をするなどしています。発表会の出し物や歌、振り、台詞などを子ども同士で考えて作り上げたり、地域の年長児交流が中止になったことを受けて職員対5歳児のドッジボール大会を企画してポスターを作って呼びかけるなど、主体的に活動しています。保護者には、おたよりや活動内容を写真にとって保育室の窓に掲示し伝えています。</p>	

【A9】 A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	第三者評価結果 a
<p><コメント></p> <p>園は、バリアフリー構造となっていて、エレベーターや多目的トイレ等の設備もあります。クラスの計画と関連付けた障がいの子の特性に配慮した個別指導計画を作成し、個別の記録もつけています。カリキュラム会議で個別指導計画、子どもの状況・情報等を共有し、皆が同じ対応ができるようにしています。加配の保育士を配置し、必要に応じて個別対応しています。保育士は、障がいや関わりにくさなども個性の一部ととらえて保育していて、幼児クラスでは「よいこと見つけ」としてそれぞれの良さを発表し合ったり、「あったか言葉、ちくちく言葉」について話し合うなどしています。このような取り組みを通して、子どもたちは障がいを一つの個性として認め、自然に受け入れています。</p> <p>保護者とは、連絡帳や個別面談などで密に情報交換し、連携しています。法人の契約する臨床心理士や横浜市北部地域療育センターのアドバイスを受け、保育に生かしています。職員は、障がいなどの外部研修に積極的に参加し、職員会議等で報告しています。</p> <p>保護者に対しては、「園生活の手引」に障がい児保育についての園の方針を記載し、入園時に保護者に説明しています。</p>	
【A10】 A-1-(2)-⑨ それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	第三者評価結果 a
<p><コメント></p> <p>1日の生活の連続性に配慮し、7時から20時までのデイリープログラムを作成しています。毎日、同じ流れで生活することで、子どもが安心し、無理なく過ごせるようにしています。夕方に園庭やテラスで遊んだり、室内で身体を動かす活動をするなど、子どもの状況にあわせて活動場所や遊びの内容を調整しています。</p> <p>17時30分からは、0歳児と1歳児の低月齢児、1歳児の低月齢児と2歳児、3・4・5歳児で過ごし、18時30分からの延長時間は1階のランチルームで合同で過ごしています。状況によっては乳児は2階で食事まで過ごすなど柔軟に対応しています。少ない人数で遊べるゲームやカード等の机上遊び、折り紙など特別な玩具を用意し、子どもが落ち着いて過ごせるようにしています。延長時間を利用する子どもには、保護者の希望により間食、夕食を提供しています。</p> <p>受け入れ時やお迎え時の保護者とのやり取りなどの情報を健康観察表に記載し、早番職員がクラス担任に伝達しています。延長保育の職員との引継ぎ事項は「延長ファイル」に記載するとともに口頭でも引き継いでいます。伝達した職員がチェックを入れることで保護者に確実に伝わるように工夫しています。</p>	
【A11】 A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わり方に配慮している。	第三者評価結果 a
<p><コメント></p> <p>年間指導計画に小学校教育との接続・連携を記載し、それに基づき保育をしています。月の目標を子どもと一緒に作成して保育室に掲示したり、ホワイトボードに予定表や声の大きさを掲示するなど、子どもが就学を意識できるようにしています。年明けには午睡を少しずつ減らしていき、遊びながら数字や平仮名の練習をするなどしています。コロナ禍のため小学校との交流の機会が減っていますが、小学校1年生とお手紙や製作物を交換するなど工夫しています。また、散歩時に隣接する小学校の様子を外から見たり、小学校での防災訓練に参加するなどしています。保護者に対しては、クラスだよりで園の就学への取り組みを伝えるとともに、個人面談で就学に関する個別の相談にのっています。</p> <p>幼保小の取り組みで、保育士が授業参観に出かけたり、小学校教諭が保育参観に来たりと活発に交流しています。コロナ禍のため交流の機会が減っていますが、保育士が小学校の先生と意見交換するなどしています。就学にあたっては、保育所保育児童要録を作成して小学校に送付し、口頭でも伝達しています。</p>	
A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p><コメント></p> <p>子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、看護師が中心となって子どもの健康管理をしています。マニュアルを職員ハンドブックに綴じ込み、読み合わせをしています。朝の受け入れ時には、保育士はマニュアルに沿って子どもの健康状態を観察し、記録しています。看護師は、毎朝各クラスを回って子どもの健康状態をチェックし記録の特記事項や連絡帳に記載された家庭での服用薬の確認をしています。保育中の子どもの体調悪化は、担任、看護師・園長・主任で検討して対応しています。</p> <p>子どもの既往症や予防注射の状況は、保護者に「こんなにおおきくなりました」に記載してもらい、共有しています。「園生活の手引」に子どもの健康管理についての園の考え方を記載するとともに、毎月、ほけんだよりや掲示などで保護者に情報提供しています。看護師による嘔吐処理やSIDS(乳幼児突然死症候群)等の園内研修を実施しています。SIDS対策として0・1歳児は5分、2歳児は10分おきにチェックし、記録しています。保護者には、「園生活の手引」に記載し、入園時に説明しています。ほけんだよりにも掲載しています。</p>	

	第三者評価結果
<p>【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>毎月の身体測定、年2回の全体健診と歯科健診、月1回の乳児健診（0・1歳児対象）、年1回の尿検査（3・4・5歳児）、視聴覚検査（4歳）を実施し、児童票に記録しています。保護者には「こんなにおおきくなりました」を用いて知らせます。園医とは、必要に応じてアドバイスを受けて、いつでも相談できる関係ができています。健診での指摘を受けて、生活しやすいように座席を調整するなどしています。</p> <p>看護師が作成した保健計画があり、手洗い指導や咳エチケット、正しいマスクの付け方などの保健教育をしています。歯科衛生士や看護師による模型や紙芝居を用いた、歯磨き指導もしています。幼児クラスには絵本等を用いて看護師がプライベートゾーンや性差について話したり、担任がコロナになったらどうなるかを紙芝居を用いて説明して子ども同士でコロナに罹患した友だちがいても差別しないよう話し合うなどの取り組みをしています。</p>	
	第三者評価結果
<p>【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき園としてのアレルギー対応マニュアルを作成し、職員に周知しています。アレルギーや熱性けいれんの子どものリストを作成し、毎月の会議で子どもの状況について共有しています。食物アレルギーがある子どもにはかかりつけ医が記載した「保育所におけるアレルギー疾患等生活管理指導表」と保護者による「食物アレルギー除去食依頼書」「アレルギー除去食に関する協定書」を提出してもらい、それを基に担任、看護師、栄養士、主任が面談をして確認し、除去食を提供しています。面談時には、除去食提供までの詳しい流れを説明し、緊急時の対応についても確認しています。保護者には、毎月献立表をチェックしてもらい、サインをもらっています。</p> <p>除去食提供にあたっては、給食の引き渡し時、提供時には「アレルギーチェック表」を用いて職員間で確認し、色の異なるトレイ、個別の食器、名札を用い、席も別にするなどの配慮をしています。園は、なるべく皆で同じ食事が食べられるよう、アレルギー食材を用いない献立となるようにしています。保護者に対しては、「保育園の手引」に園の方針を記載し、入園時に説明しています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
<p>【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>年間食育計画を作成し、子どもが望ましい食習慣を身につけ、食事をおいしく食べられるよう支援しています。保育士は、子どもに「もぐもぐ」「おいしいね」などと声をかけ、食べやすいように手を添えたり、スプーンにのせたりなど個々に合わせた支援をしています。保育士と調理職員が連携し、子どもの状況を見ながらスプーンやフォーク等の食具を選定しています。食育でも、スプーンやお箸の練習をしています。</p> <p>保育士は一人ひとりの子どもが食べられる量を把握して調整し、子どもが達成感を感じられるようにしています。幼児は自分で量を把握し、自己申告しています。子どもが苦手な食材については、一口でも食べてみるように声掛けをしていますが、無理に食べさせることはしていません。</p> <p>お芋掘りで掘ったサツマイモでおいもパーティを開いたり、うどん作りやクッキー作り、トウモロコシ皮むきなども行い、子どもが食への興味を持てるようにしています。保護者には、毎月給食だよりと献立表をホームページに掲載するとともに、その日の献立を写真で掲示し、情報提供しています。</p>	
	第三者評価結果
<p>【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>献立は、一汁二菜を基本とし、旬の食材を多く取り入れ、和・洋・中の献立をバランス良く取り入れ、子どもが豊かな食の経験できるようにしています。鯉のぼりクッキーやあじさいご飯、かるかん、するめごはん、星空ゼリーなど、行事食や季節のメニュー、郷土料理などを取り入れ、子どもが食を楽しめるようにしています。3月にはリクエストメニューも行っていて、カレーライスや煮物が人気です。</p> <p>残食を記録するとともに、毎日の昼の報告会や職員会議等で摂食状況を把握し、味つけや調理方法を調整するなどしています。2歳児～5歳児はランチルームで食事をしていて、栄養士、調理師が直接食べている様子を見て、意見を聞くことができます。行事食や郷土食の時には、栄養士が直接メニューの説明をしています。0・1歳児は、給食職員が食事の様子を見て回っています。</p> <p>給食室の衛生管理は、マニュアルに基づき適切に行っています。</p>	

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<コメント> 朝夕の送迎時に保護者と会話するとともに、全園児、連絡帳を用いて保護者と情報交換しています。毎月、園だより、クラスだより、ほけんだよりをホームページに掲載し、保護者に情報提供しています。毎日のクラスの活動報告を掲示するとともに、保育の様子を写真に取って掲示し、保護者に伝えています。保護者参加行事については、コロナ禍のため中止となっているものもありますが、保育参観を屋外で実施する、夏祭りは子どもだけ、運動会は幼児だけで保護者1名のみ、発表会には5歳児の保護者1名だけで他クラスはビデオ配信するなど工夫しています。行事後にはアンケートを実施し、保護者の意見を聞いています。 ただし、園庭側のテラスで受け入れていることもあり、保護者から園の様子が見えないなどさらなる情報発信を求める声が上がっています。保護者と信頼関係を構築するためにも、積極的に園の取り組みやその目的、日々の子どもの姿などを保護者に情報発信していくことが期待されます。	

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<コメント> 朝夕の送迎時には、保護者に子どもの様子を伝えて保護者の声を引き出し、相談に応じています。全園児連絡帳を用いて、相談や不安などの発信があった場合には、丁寧に返答するようにしています。保護者から相談を受けた保育士は、リーダー保育士を通して園長・主任に報告し、対応について話し合っています。必要に応じて個人面談を設定し、相談内容によっては、看護師や栄養士、副主任、主任、園長が同席することもあります。面談には、必ず複数の職員で対応し、相談内容とその対応は記録し、昼の報告会や会議等で共有しています。 ただし、コロナ禍において毎日連絡帳に返答することができていないこともあり、保護者から不安の声が上がっています。保護者が子どもの成長を確認し、日々の小さな悩みを発信できるようさらなる工夫が期待されます。 園は、急な残業などで延長保育を含む設定された時間内にお迎えが不可能な場合には、事前の連絡で利用できる追加保育サービスを実施していて、保護者の安心につながっています。また、契約により、外部の教室の指導員が保育室に迎えに来てくれて、課外授業を受けることが出来る課外教室も行っています。	

	第三者評価結果
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<コメント> 虐待の定義、発見のポイント、発見時の対応などを記載した虐待予防・対応マニュアルを整備し、全職員で読み合わせをしています。看護師による人権研修を毎年実施し、確認しています。 保育士は、朝の受け入れ時や着脱時、排泄時等に子どもの身体を観察するとともに、子どもや保護者の様子を見守り小さな変化も見逃さないように努めています。少しでも変わったことや気になることがあったときには、リーダーを通して園長・主任に報告して必要な職員間で情報共有し、対応しています。必要に応じて、都筑区こども家庭支援課や横浜市北部児童相談所等の関係機関に通告し、連携する体制ができています。 人権教育として、幼児に絵本を用いて、プライベートゾーンについて話したり、5歳児がオレンジリボンを製作して権利擁護について説明し、家庭に持ち帰ってもらっています。また、子どもへの大切な思いを「6歳になったあなたへ」というメッセージにして保護者に書いてもらうなどの取り組みもしています。	

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a
<コメント> 週案は保育日誌を兼ねていて、日々自己の保育を振り返ることができるように定型化されています。毎月のクラスミーティングやカリキュラム会議では、子どもの姿について話し合ったり振り返りをして、月案の評価をし、次の計画策定に反映しています。年間指導計画は、4期ごとに評価しています。保育士は、一人ひとりの子どもの状況に応じて保育をしていて、自己評価もその視点に沿って行われています。 年度末には、保育士、看護師、給食職員等全職員が保育の自己評価表を用いて項目ごとの振り返りを行い、結果を園の自己評価として園長がまとめ、職員会議で検討しています。クラスでも年度の振り返りをして職員会議で報告して課題を抽出し、改善に向けて話し合っています。	